

証券投資信託約款変更に関する異議申立手続きのお知らせ

このたび、当社では、以下の追加型証券投資信託につきまして、平成 28 年 8 月 17 日をもって投資信託約款（以下「約款」といいます。）の一部を変更することに関して、異議申立手続きを実施いたしますので、約款の規定に基づきお知らせします。

1. 対象となる証券投資信託の名称

野村 MMF（マネー・マネージメント・ファンド）（愛称：ひまわり）

2. 約款変更の理由

平成 28 年 1 月 29 日に日本銀行が発表した「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入により、当ファンドの主な投資対象市場である国内短期金融市場の利回り水準が低下し、当ファンドの運用方針に沿った運用の継続および商品性の維持が困難な状況であり、今後も同様の状況が継続し当ファンドの基本方針に則った運用を行なうことが困難になると懸念される状態であることに鑑み、信託期間を平成 28 年 8 月 31 日（以下「信託終了日」といいます。）までとする約款変更を行ない、当ファンドを早期に信託終了させることを予定しております。

加えて、信託終了日の前日が分配金の再投資にかかる取得申込日にあたり、償還価額は銭単位まで計算することとされていることから、円滑な償還金の支払いを行なうことを意図し、信託報酬の総額に関する約款変更を行ない、平成 28 年 8 月 17 日から平成 28 年 8 月 30 日までの信託報酬の総額は、計算日の信託報酬控除前の運用収益率に 100 分の 1 を乗じて得た率（年率。但し、下限は零とします。当該運用収益率に乘じる率を 20 分の 1 に減じるものです。）を信託元本の額に乗じて得た額とします。信託終了日である平成 28 年 8 月 31 日の委託会社および受託会社の信託報酬の総額に関しては、約款第 35 条第 1 号に掲げる収益等（繰越利益金を含みます。）の合計額から約款第 35 条第 2 号に掲げる経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とします。

3. 約款変更の内容

下線部 〃 は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、この契約締結の日から平成 28 年 8 月 31 日までとします。</p> <p>(信託報酬の総額および支弁の時期) 第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、次に掲げる率を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。 1. 計算日の信託報酬控除前の運用収益率（第 35 条第 1 号に掲げる収益等（繰越利益金を除きます。）の合計額から第 35 条第 2 号に掲げる経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した金額を、計算日における信託元本の額で除して得た率を年率換算したものをいいます。）に 100 分の 1 を乗じて得た率（年率。但し、下限は零とします。）とします。</p>	<p>(信託期間) 第 4 条 この信託の期間は、この契約締結の日から第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。</p> <p>(信託報酬の総額および支弁の時期) 第 34 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年 10,000 分の 101.35 以内の率とし次に掲げる率（以下、「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額を、毎計算期末に計上します。 1. <削除> 2. 平成 11 年 12 月 1 日以降の各週の最初の営業日（委託者の営業日をいいます。以下同じ。）から翌週以降の最初の営業日の前日までの毎計算期にかかる信託報酬率は、当該各週の最初の営業日の前日までの 7 日間の元本 1 万円あたりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に 100 分の 7.11 を乗じて得た率以内の率とします。上記により計算された率が年 10,000 分の 35.55 以下の場</p>

<p>② 前項の規定にかかわらず、平成 28 年 8 月 31 日の委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 35 条第 1 号に掲げる収益等（繰越利益金を含みます。）の合計額から第 35 条第 2 号に掲げる経費等（信託報酬を除きます。）の合計額を控除した額（但し、下限は零とします。）とし、当該計算期末に計上します。</p> <p>③ 前各項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。</p> <p>（信託契約の解約） 第 42 条 委託者は、第 4 条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において受益権の総口数が 30 億口を下ることとなる場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>②～⑥ <略></p>	<p>合、信託報酬率は年 10,000 分の 35.55 以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。</p> <p><新設></p> <p>② 前項の信託報酬は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支弁し、委託者および受託者間の配分は別に定めます。</p> <p>（信託契約の解約） 第 42 条 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から 3 年を経過した日以降において受益権の総口数が 30 億口を下ることとなる場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。</p> <p>②～⑥ <同左></p>
--	---

※なお、重大な約款変更には該当しませんが、当ファンドについて、信託契約の一部解約の際、追加信託により受益権が生じた日から当該一部解約の請求受付日の翌営業日の前日までの日数が 30 日に満たない受益権について当該請求を受けた場合には、当該解約口数に応じ 1 万口につき 10 円の信託財産留保額を一部解約金から差し引くこととしていますが、平成 28 年 6 月 3 日適用で当該信託財産留保額を廃止する約款変更を行っております。

4. 変更の適用予定日
平成 28 年 8 月 17 日

5. 諸手続きについて

上記の約款変更についてご異議のある受益者は、平成 28 年 6 月 3 日から平成 28 年 7 月 4 日までに、委託会社である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の受益権の口数が、平成 28 年 6 月 3 日における当該約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、約款変更の届出を行ない、平成 28 年 8 月 17 日をもって上記の約款変更を適用することを予定しております。

その場合、ご異議のお申し出をなさった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社を買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の前日の基準価額となります。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成 28 年 7 月 15 日から平成 28 年 8 月 3 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

平成 28 年 6 月 3 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
野村アセットマネジメント株式会社